

平成 21 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成21年 6 月 17日 開会

平成21年 6 月 25日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第42号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宝達志水町課制条例について
- 議案第47号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 町長等の給与の特例に関する条例について
- 議案第49号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 宝達志水町子育て支援センター設置条例について
- 議案第52号 宝達志水町土地開発公社定款の一部変更について
- 報告第13号 専決処分の報告について
専決第13号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 専決処分の報告について
専決第14号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第15号 専決処分の報告について
専決第15号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第16号 専決処分の報告について
専決第16号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第17号 専決処分の報告について
専決第17号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第18号 平成20年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第19号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について

請願第1号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願

請願第2号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを
求める請願

請願第3号 農地法の「改正」に反対する請願

平成21年6月17日（水曜日）

◎出席議員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 萩 山 恭 子 | 8 番 | 守 田 幸 則 |
| 2 番 | 柴 田 捷 | 9 番 | 北 本 俊 一 |
| 3 番 | 津 田 勤 | 10 番 | 中 川 信 夫 |
| 4 番 | 中 谷 浩 之 | 11 番 | 金 田 之 治 |
| 5 番 | 川 崎 與 一 | 12 番 | 小 島 昌 治 |
| 6 番 | 岡 野 茂 | 13 番 | 北 信 幸 |
| 7 番 | 林 一 郎 | 14 番 | 近 岡 義 治 |

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 町 長 | 津 田 達 |
| 教 育 長 | 山 下 茂 |
| 総 務 課 長 | 北 山 茂 夫 |
| 情報推進室長 | 山 本 実 |
| 企画財政課長 | 太 田 永 作 |
| 住 民 課 長 | 林 谷 茂 和 |
| 税 務 課 長 | 山 田 久 延 |
| 環境安全課長 | 高 松 守 成 |
| 健康福祉課長 | 柏 崎 三代治 |
| 農林水産課長 | 鍛 治 一 良 |
| 建 設 課 長 | 土 上 猛 |
| 上下水道課長 | 高 下 良 博 |
| 学校教育課長 | 松 田 正 晴 |
| 生涯学習課長 | 源 大 恵 |

会 計 課 長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第42号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第43号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第44号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 宝達志水町課制条例について
- 日程第9 議案第47号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 町長等の給与の特例に関する条例について
- 日程第11 議案第49号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第51号 宝達志水町子育て支援センター設置条例について
- 日程第14 議案第52号 宝達志水町土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第15 報告第13号 専決処分の報告について
専決第13号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 報告第14号 専決処分の報告について
専決第14号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 報告第15号 専決処分の報告について

専決第15号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 報告第16号 専決処分の報告について
専決第16号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 報告第17号 専決処分の報告について
専決第17号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末
手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第20 報告第18号 平成20年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第21 報告第19号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第22 請願第1号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願
- 日程第23 請願第2号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規
模の政府米買い入れを求める請願
- 日程第24 請願第3号 農地法の「改正」に反対する請願
- 日程第25 議案に対する質疑
- 日程第26 町政一般についての質問
- 日程第27 委員長報告
- 日程第28 委員長報告に対する質疑
- 日程第29 討 論
- 日程第30 採 決
- 日程第31 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） ただいまから平成21年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、4番 中谷浩之君、3番 津田 勤君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、平成21年度林業事業予算に関する要望書は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成21年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第42号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第19号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成21年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、平成21年度の補正予算案を初めとする町政の重要課題について御審議いただきますことに、心から感謝を申し上げます。

初めに、私は、ことし4月に町民の皆様方の御支援のもと、町長という職を賜り、1万5,000町民が安全で安心して暮らすことができ、将来に希望が持てる、協働のまちづくりを担当させていただくことになりました。

就任から2カ月半を経過した今日、その責務の重大さを痛感するとともに、住民の皆様方の御期待にこたえるべく、粉骨砕身、職務遂行に当たってまいり所存でありますので、皆様方には御協力と御支援をよろしくお願い申し上げる次第であります。

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に当たっての私の基本的な考え方について述べさせていただきます。

私は、町長となる前の4年間、議員各位の御理解のもと、監査委員を拝命し、特に本町の財務を通して町政を見てまいりました。

そして、この経験を踏まえ、今本町がどのような状況に置かれているか、また、何をしなければならないかを熟慮した結果、これからの4年間は、「今 改革のとき 町民とともに」のスローガンのもと、財政の健全化に主眼を置いて諸事業を実施することが最も重要であると判断いたしました。

その理由といたしましては、本町の財政状況は、平成19年度決算において経常収支比率99.7%、実質公債費比率は18.7%、将来負担比率は293.6%と危機的な状況にあり、まさに大きな転換の時期にあると考えております。

そこで、この財政状況と町の将来を考慮し、財政の健全化と実効性ある行財政改革を推

進するため、合併時に策定したまちづくり計画における10カ年の財政見通しを、過去4年間の実績を踏まえて現時点で見直します。

町の財政収支を長期的に見通すことは、地域経済指標の不確実性と100年に一度という経済危機の中にあっては、依存財源の見通しが非常に困難なことから、容易なことではありませんが、できるだけ現状に即したものにするとともに、主要事業においても優先順位をつけ、計画的な年度配分を行い、余裕のある資金繰りで事業に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、主要事業を実施するに当たっては、財政面から慎重に取り組む必要がありますが、将来に禍根を残さないよう町民の意思を十分に尊重しながら、道路などの日常生活に密接した社会資本の整備は、適宜・適切に対応しなければならないと考えております。

次に、行財政改革についての取り組みであります。財政の立て直しを最優先にするためには、行財政改革を積極的に推進しなければならないと考えております。

その第1として、合併の最大の目的である効率的なまちづくりを実現するために、用途・目的が重複している公共施設の統廃合を実施しなくてはなりません。

平成19年度に策定した公共施設統廃合推進計画は、計画期間を平成26年度までの7年間としたものでありますが、現在の町の財政状況を考慮しますと、そんなにゆっくりとはしてられない状況であります。

早急に計画がどこまで進んでいるかを検証し、重複している公共施設の統廃合をできるところから前倒しで実施しなければならないと考えております。

また、施設の管理方法につきましても、できる限り経費を低く抑えるために、指定管理者制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

第2に、町や土地開発公社が所有する土地の利活用を図ります。特に、利用計画が立たない遊休土地の利活用について早期に具体的な方向性を示し、対応してまいりたいと考えております。

第3に、これらの事業を進めるに当たっては、町民の皆様方の御理解と御協力が必要でありますので、行政に関する情報は町の広報誌やホームページなどを通じて提供し、町民の声が町政に反映するようにいたします。

第4に、効率的な行政運営を行うため、行政組織の見直しを行い、課の統廃合や室の新設を行ってまいりたいと考えております。

その第1段階として、今定例会に現在の町長部局における9課1室体制を9課に統合し

た上で、そのうち2課にそれぞれ室を新設し、新たに9課2室体制とする課制条例の改正案を提出させていただきました。

具体的には、企画財政課を企画部門、財政部門、商工部門の3つに分け、財政部門を独立した財政課とします。そして、財政課に健全財政推進室を設け、行財政改革推進にかかわる事務を担当させ、財政の早期健全化に取り組みます。

また、農林水産課を産業振興課に改め、企画財政課の商工部門を産業振興課に移管します。その上で、産業振興課にふるさと振興室を設け、農林水産業の振興・奨励、特産品の開発・指導、イベント等にかかわる事務を担当させます。

次に、建設課と上下水道課を統合して地域整備課に改め、町民の日常生活に密接した社会資本の整備を効率よく実施します。

そのほか、健康福祉課の国民健康保険特別会計の業務を住民課に移管し、企画財政課の企画部門を総務課に移管いたします。

また、これにあわせて、類似規模の自治体と比較して多いと言われております職員定数についても、町長部局の定数198人を今年度末の職員数見込みに合わせて、率にして20%、人数にして40人を削減するとともに、さらなる削減努力に取り組みます。

さらに、職員給料につきましても、一般職の職員には、平成19年度から給料の3%削減に協力してもらっているところから、私の給料につきましても20%、副町長、教育長の給料につきましても、5%を削減する条例案を今定例会に提出させていただいたところであります。

以上、いろいろと述べさせていただきましたが、今後はこのような基本的な考え方のもとで、財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたしました案件の説明に入らせていただきます。

まず、議案第42号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,949万5,000円を追加し、総額を69億6,749万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出につきましても、当初予算が骨格予算であったところから、今補正予算において、新規事業を含めた政策的経費等の肉づけを行うものであります。

また、各款において先送りをしておりました各種団体等の補助金を追加するものであり

ます。

それでは、補正の主なものについて御説明いたします。

まず、総務費においては、職員の知識、技能及び教養の向上と職務を効率的に遂行する公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員を養成するため所要の経費を追加、広く住民の御意見・御要望をお聞きするためのまちづくりレター作成等に要する経費の追加、道整備交付金事業で実施しております町道改修に伴い、J R 敷浪駅駐車場用地を新たに購入する経費、合併後の地域住民の連帯の強化及び地域振興に要する事業に備えるための合併振興基金を積み立てする経費、宝くじ助成で行う御館区、冬野区子どもの広場において遊具設置に要する経費、地域の活性化及び産業振興を図るため、企業誘致対策に係る経費を追加するものであります。

民生費においては、10月から被保険者証をカード化するための所要の経費、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策を受け、事業者に対する運営の安定化等を図るための経費、保育士の専門性向上と質の高い人材を育成するのに要する経費を追加するものであります。

衛生費においては、妊婦が健診費用の心配もなく、計14回の健診を受けられるよう、所要の経費を追加するものであります。

労働費においては、県のふるさと雇用再生特別基金を活用し、本町での雇用創出及び産業振興の推進のため、また、地球温暖化などの課題に対応するため、低炭素化社会づくりに寄与するための再生可能資源として、バイオマス資源の可能性の調査研究に従事する者を、一時的に雇用する事業を実施する経費について追加するものであります。

農林水産業費においては、J Aはくい押水花木部会に対し販路拡大等を支援する経費、J Aはくいに対し、ブドウのブランド品種ルビーロマンの作付拡大に向けて、品質向上を図る機器の購入を支援する経費、地球温暖化の防止・循環型社会の構築及び地域の活性化を図るため、バイオマス資源を総合的に利活用できるシステムづくりを目指したバイオマスタウン構想の策定に要する経費、林業振興対策として作業道の新設及び間伐の促進に取り組む経費を追加するものであります。

商工費においては、昨年度に引き続き、7月3日から10月31日において能登4市5町で開催されます能登ふるさと博に係る経費、消費生活相談体制の強化を支援するため、県で造成された消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談専門家による講演会、消費者相談の普及啓発に要する経費を追加するものであります。

土木費においては、橋りょうの点検を実施し、長寿命化を図る修繕計画の策定に要する経費、消雪装置の改修に要する経費、幹線道路、生活道路の整備として、道整備交付金を活用した事業を実施するとともに、引き続き、町単独の道路整備を実施する経費、町営住宅の改修、取り壊し及び測量に要する経費を追加するものであります。

消防費においては、地域防災力を強化し、安心・安全を高めるため、自主防災組織リーダーの育成に要する経費を追加するものであります。

教育費においては、志雄地区を運行しておりました巡回バスや、民間事業者が運行しておりました路線の廃止により、志雄小学校に通学する遠距離児童の通学手段の確保を図るため、スクールバスの運行に要する経費、各小学校における施設管理に要する経費、宝くじ助成で行う免田区、北川尻区の祭礼獅子舞用具の整備に要する経費、来る9月に県内8会場で開催されます天皇賜杯第64回全日本軟式野球大会開催に要する経費を追加するものであります。

災害復旧費においては、去る4月26日の豪雨により発生した農業施設の復旧に要する経費を追加するものであります。財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第43号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万7,000円を追加し、16億6,786万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、被保険者証のカード化による帳票印刷料及び郵送料を追加するものであり、歳入につきましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第44号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、13億8,841万円とするものであります。

歳出につきましては、介護予防事業において地域住民グループ支援事業補助金を追加するものであり、歳入につきましては、国庫・県支出金、支払基金交付金等を充てるものであります。

次に、議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。冒頭にも若干述べさせていただきましたが、本町の町長部局での定数は198人でありま

すが、本年度末で158人以下となることが見込まれるところから、条例上の定数と実態の整合性を持たせる内容とするものであります。

なお、今後は職員数の増減に伴い、条例定数も適宜見直すことにより、皆様方に実態に即した職員数をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、議案第46号 宝達志水町課制条例についてであります。

本案につきましては、さきに述べさせていただきましたので、ここでの説明は省かせていただきます。

次に、議案第47号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、教育長の期末手当及び勤勉手当について、県内各市町と同様に特別職の例により期末手当のみを支給することに改めることにあわせて、給料月額及びその他手当内容を改正するものであります。

次に、議案第48号 町長等の給与の特例に関する条例についてであります。

本案も、町の厳しい財政状況から一般職の職員の給料を削減していることを考慮し、町長、副町長及び教育長についても給料の削減を行うものであります。

なお、その期間は、平成23年3月までの約2年間といたしますが、その後のことにつきましては、今後の行財政改革の進捗状況を見た上で検討したいと考えております。

次に、議案第49号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成20年度の税制改正において見直しが行われた個人住民税における寄附金税額控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象範囲内において、石川県税条例の改正規定に準じて、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を定めるものであります。

なお、控除の対象とするものは、平成21年1月1日以後に支出した寄附金について適用するものであります。

次に、議案第50号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

現在の心身障害者医療費助成制度においては、保険で給付される医療費は助成対象外となっておりますが、このたび、医療保険上の同一世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、一定の基準額を超えた額が医療保険、介護保険の負担比率に応じ、案分して各保険者から保険給付される高額医療・高額介護合算制度が平成20年4月1日から施行されたことを受け、高額療養費に加えて高額

介護合算療養費についても支払った医療費から控除した上で、残りの額について助成するものであります。

次に、議案第51号 宝達志水町子育て支援センター設置条例についてであります。

本案は、本年4月に児童福祉法が改正され、本町では南部保育所内に設置しております子育て支援センターが、法に規定する第2種社会福祉事業として位置づけられたことに伴い、町が実施する事業を明確にする必要が生じたため、条例を整備するものであります。

次に、議案第52号 宝達志水町土地開発公社定款の一部変更についてであります。

この定款の変更につきましては、民法の改正に伴って監事の職務の規定について変更するものであります。

次からの報告案件のうち、報告第13号から報告第17号までは、条例の専決処分を行ったことについて報告し、承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第13号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため、介護給付金賦課額の限度額を引き上げたものであります。

また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限の延長につきましても、あわせて規定したものであります。

次に、報告第14号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法等の改正に伴い、個人住民税関係では住宅ローン特別控除の創設や各種土地税制の延長・拡充など、固定資産税関係では土地に係る負担調整措置の継続など、必要な改正を行ったものであります。

次に、報告第15号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

内容といたしましては、本年5月の人事院勧告に準拠し、本年6月に支給する期末手当0.15カ月分と勤勉手当0.05カ月分、合わせて0.2カ月分を減額するものであります。

次に、報告第16号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

内容といたしましては、常勤の特別職の手当に通勤手当を加えるほか、一般職の職員の

例に準じて期末手当を0.15カ月分減額するものであります。

次に、報告第17号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

内容といたしましては、一般職の職員及び常勤の特別職の職員の例に準じて期末手当を0.15カ月分減額するものであります。

次に、報告第18号 平成20年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

総務費では、アスベスト含有量分析調査事業、定額給付金給付事業。民生費では、老人センター改修事業、地域包括支援センターシステム改修事業、子育て応援特別手当給付事業。農林水産業費では、県営事業負担金。商工費では、宝達山頂施設整備事業。土木費では、道路整備事業の経費について、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第19号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

昨年度は、新たな用地取得などの投資的事業では、免田用地内の国有地5,905.9平方メートルを競売により取得いたしました。

また、保有土地の処分では、宝達駅東部用地で1区画、そのほかに町に対して東部用地の区域内の公衆用道路などを売却いたしております。

これにより、平成20年度の収支は、差し引き1,441万4,540円の欠損となっております。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（金田之治君） ここで、議案第42号から報告第19号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎一般質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

○2番（柴田 捷君） 平成21年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

本年4月3日に津田町政がスタートされました。津田町長におかれましては、お体に十分注意をされ、町民の幸せのために御活躍いただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

3月に行われました宝達志水町長選挙で掲げられました選挙公約と限界集落について、津田町長にお尋ねいたします。

まず、選挙公約についてであります。

公約は、町民との約束でございます。公約の最も大きいものは、本町の危機的な財政状況を健全なものにすることです。現在の財政状況からすれば、並大抵のことではなかろうかと思っております。町長の決意と職員の知恵、そして町民の協力であります。言いかえれば町民との協働であり、これが不可欠と考えております。

財政状況につきましては、6月4日に開催されました全員協議会で、今後の財政収支見通しが報告されましたが、来年度以降、毎年3億円前後の収支不足が予測され、予算編成ができなくなるのではないかと心配をしているところでございます。

あわせて、先ほど所信表明の中にもございましたが、人件費などの義務的経費が一般財源に占める割合を示す経常収支比率は、19年度においては、県内自治体で2番目に悪い97.9%、実質公債費比率は、地方債発行が許可となる18%を超える18.7%、将来負担比率は県内で最も悪く、全国でも下から24番目の293.6%になるなど、極めて危機的な状況にあり、近い将来、町として立ち行かなくなるのではないかと懸念される状況のもと、町長の思いはいかがでしょうか。

また、財政健全化について、いつまでに何をどのようにされたいのか、数値目標と具体的方策についてお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、実効ある行財政改革についてであります。

行財政改革の推進につきましては、今までに幾度となく質問を行ってまいりましたので、詳細は申しませんが、国が進めてきた三位一体改革によって、交付金や補助金などが削減され、地方自治体の財政を圧迫し、とりわけ本町の財政状況は極めて厳しいものになっておるようでございます。

本町におきましては、平成18年3月に行財政改革大綱が策定され、5カ年計画の中間年である昨年度、計画の総点検が行われましたが、津田町政にとってはこれからが正念場であると思っております。また、今ほどの所信表明の中にもございましたが、健全財政推進室に実効ある推進を期待するものであります。

そこで、改革の大きなポイントであります公共施設の統廃合等の実施時期を、できることから前倒しし、実施することについてであります。

さきの全員協議会で、津田町長のもとで見直しされた公共施設の統廃合計画案が報告されましたが、統合や廃止の決定に当たって、特に新築や改築等の費用は根拠となる数値、調査方法など精度を高めた中で算出することや、将来も含めた財政負担がどのようになるのかなど、検討することも必要なことではないかと思っております。

また、住民サービスの低下や地域バランス、地域感情を危惧する意見や、過去の経緯もあろうとは思いますが、町の財政、業務効率の上からも実施時期の見直しも大切なことだと思っております。そして、何よりも大切なことは、町民の理解と協力を得ることが急務と考えますが、統廃合にける思いをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、指定管理者制度の積極的導入についてであります。

私は、昨年9月及び12月に開催されました平成20年第3回、第4回定例会において、指定管理者制度の導入について問題提起をさせていただきました。その結果、指定管理者制度の導入方針とその手続マニュアルが作成され、あわせて施設ごとの指定管理導入の可否についても検討されたと伺っております。資料の検討にかかわられました職員の方々にお礼を申し上げたいと思っております。

そこで、この指定管理者制度の導入についてお尋ねをいたします。

1点目は、導入方針について、町長の方針とリンクしているのかどうかであります。

2点目は、指定管理者制度導入の可否を検討した結果、指定管理が望ましいとした主な施設をお聞かせ願いたいと思っております。

3点目は、指定管理者制度の導入の可否については、施設ごとに所管課で検討されたようではありますが、施設全体について横断的な検討もあるのではないかとと思うところであり

ます。

これはあくまでも一つの例でございますが、例えば、押水総合体育館に関連する運動公園、野球場、武道館を、あるいは古墳の湯に関連する古墳公園のトイレを一体的施設として指定管理の可否を検討することや、施設管理経費につきましては、管理費、業務委託費、賃金などの人件費のほか、職員が草刈りなどに要した人件費や管理に要した費用など、もろもろの経費を算出し、総合的に検討することも必要ではないでしょうか。指定管理導入可否の判断基準をお聞きいたします。

4点目は、導入の可否について再検討されるお考えがありますでしょうか。

5点目は、指定管理者制度の導入スケジュールなど、今後の進め方についてお聞きいたします。

次に、町政運営の基本についてであります。

住民参加、情報公開、そして住民第一を基本に置くには、町政の透明化と情報の提供、町政に対する説明責任を果たすことが欠かせないと思います。そこでまず、直接町民と接する地区または集落単位の町民座談会の開催について、どのようなお考えをされているのかお聞きいたします。

次に、町民の町政情報の収集方法につきましては、広報誌や回覧板によるものから、情報通信の普及によってインターネットやケーブルテレビなどによるものが多くなっていると感じており、町政に関する多くの情報をより早く、正確に提供してほしいとの意見もございます。行政に関する情報公開について、どのような思いをされているのかお聞きいたします。

最後に、限界集落についてであります。

従来、日本の農山村の住民は、集落単位で道路、水路、共有林などの共同作業といった集落機能を通して山や田畑の維持管理、自然環境の保全、きれいな景観の形成、文化の伝承などを行ってまいりました。

しかしながら、中山間地など生活条件の不利な地域において、人口の減少、高齢化が進み、集落規模が小さくなるなど、いわゆる限界集落がふえ、集落機能の維持ができなくなりつつあります。その結果、耕作放棄地がふえ、森林や農地の荒廃が拡大しております。

本町におきましても例外ではなく、既に消滅した集落、将来消滅するであろう集落も多く、限界集落問題が現実のものとなっております。これらの地域の振興が大きな課題と考えており、今定例会において設置の提案がされておりますふるさと振興室の期待は大きい

と考えております。そこで、これらの集落で生活する上で発生している環境問題、環境整備について、早急に対策を立てることが急務と考えております。

その1点目は、原集落の全域と見砂・所司原集落の一部では、携帯電話の電波が届かない地域があり、これらの不感地域の解消。2つ目は、集落を結ぶ町道や生活道路などの整備と安全対策。3つ目は、移動手段を持たないひとり暮らしや、高齢者のみの世帯の土・休日の移動手段の確保などが大きな課題になっております。これらについて、どのような思いをされているのかをお聞きし、一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、財政健全化にける私の思い、決意についてお答えいたします。

本町の財政状況は、議員が御指摘のように危機的な状況にありまして、早期に財政の健全化を図らなければ、近い将来、町として立ち行かなくなるというふうに考えております。

そこで、今後どのような方法で健全化を目指すのかということでもありますけれども、4年前の合併の最大の目的は、多様化・高度化する行政ニーズに対応できる体制をつくることにあることから、まず、行政運営の基礎となる執行体制の充実強化を図る必要がございます。

そこで、簡素で効率的な行政運営を行うため、従来の行政サービスを見直し、1万5,000人規模の町としての適正な数の職員、公共施設に削減することが急務であります。

そんな中、職員については、合併時から退職者の補充をすることなく、この5年間に33人、人件費にして2億円を超える削減を行ってきたところでありますが、公共施設の統廃合につきましても、いまだに思うような実績が上がっていないのが現状であります。

そこで、旧町から引き継いだ公共施設で目的・用途が重複するものについては統廃合を進め、維持管理費の削減を行うことによって財源をさらに捻出しなければならないと考えております。

また、事務事業や各種補助金を見直し、民間でできるものは民間に任せ、また、目的を終えたものや効果のないものは廃止し、新たなニーズにこたえていかなければならないと考えております。

そこで、これらについて、数値目標と具体的方策についての御質問であります。今ほど申し上げました公共施設の統廃合を初めとする行財政改革の推進は、町民の理解が不可

欠なことから、今後開催を予定しております町政懇談会における御意見をもとに、本年12月議会においてその方向性をお示しし、來年3月の当初議会において、平成22年度予算案とともに具体的な財政健全化計画をお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、行財政改革についてであります。私は、「今 改革のとき 町民とともに」の決意のもと、積極的に行財政改革を進めたいと考えております。議員各位と町民の協力のもと、だれもが安心・安全で暮らせるまちづくりを全力で進めてまいりたいと考えております。

そこで、公共施設の統廃合計画の進捗状況であります。先般の全員協議会で御報告させていただきましたように、東部保育所を中央保育所に統合したことを初め、平成20年度に11の施設について使用の休止や、管理方法の変更を実施いたしております。

施設の統廃合は、利用者の側から見ますと不便になりますが、合併による効果を最大限に発揮するためにも、町の人口規模、財政規模に即した、適正な効率的な施設運営が求められているところから、施設の統廃合によって経費の無駄を省き、効率的な施設運営を図ることが不可欠であります。

現在の統廃合計画は、最終目標年次を平成26年度といたしておりますが、現在の財政状況を考慮すれば、統廃合の実施時期を早めていかなければならないと考えており、全庁的に見直しを指示し、先般の全員協議会において私の思いをお示ししたところであります。

議員御指摘のように、施設の統廃合については町民の理解が不可欠でありますので、町政懇談会において私の思いを示し、特段の理解を得たいと考えております。特に、庁舎の統合につきましては、町民にとって最も関心のあるデリケートな問題ですが、これが統合に向け勇断を持って取り組んでまいりたいと考えております。

そして、町政懇談会での御意見をよく吟味した上で統廃合計画を見直し、先ほども申し上げましたように、本年の12月議会には今後の施設統廃合の方向性をお示ししたいと考えております。

また、中学校の新設統合や、現校舎の耐震化あるいは改築などといった大きな財政負担を生じる案件につきましては、費用の積算の精度を高めた上で、今後の財政見通しもあわせて、その可能性についてお示ししたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてであります。現在、本町では公共施設を指定管理で委任している施設はございません。そこで、行財政改革を積極的に進めるためにも、私が

常々申し上げておりますように、可能な限り導入するという方針のもとで積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、具体的な対象施設といたしましては、町内のすべての保育所を対象に、その統廃合計画も視野に入れながら、早急に検討したいと考えており、さらには集落センター、老人福祉センターについても検討したいと考えております。

なお、古墳の湯につきましては、おふろだけしかないという施設であり、民間の経営ノウハウを発揮できないところから、いましばらくは指定管理者制度の導入は難しいのではないかと考えております。

また、議員の御質問にもありますように、導入の可否の判断に当たっては、周辺施設との一体的管理について検討したことはこれまでにありませんでしたので、今後この点も含めて、すべての施設を対象に導入の可否について再検討しなければならないと考えております。

その上で、そのスケジュール等につきましては、今後の行財政推進の一環として早急に検討し、これまた12月議会にもその方向性についてお示ししたいと考えております。

次に、町政運営についてであります。近年、地方分権が進展する中で、地方公共団体の住民に対する説明責任が重要視されてきております。

このような中、危機的な財政状況に対処するために、財政の健全化に見通しを立て、安全で安心して暮らせるまちづくりを町民と行政が協働で進めるために、何よりもまず、町の現状などへの住民の理解が不可欠でありますので、住民の理解を得るよう努力してまいりたいと考えております。

町政の主人公は町民であり、町政には町民の意思が反映されなければなりません。このたび計画いたしております町政懇談会は、町民の皆様は町政に関する情報を提供し、行政と住民の相互理解を深め、住民参加の町政を推進するため実施するものでありまして、その具体的な時期や方法等につきましては、7月早々にも町区長会と相談の上決定したいと考えております。

次に、広報等につきましては、町政の現状や運営に関するさまざまな情報について、より多くの町民に見ていただくことが基本であり、また、町の置かれている状況への理解をいただくためにも、議員御指摘のように町政に関する多くの情報を早く正確に提供する必要があるところから、町ホームページやケーブルテレビの充実を図ることが必要と考えております。

なお、ケーブルテレビにつきましては、加入率が低迷しておりますが、番組の質の向上にも取り組んでおり、経営の健全化も視野に、加入の促進について具体的な施策を検討してまいります。

次に、限界集落に対する環境整備についての御質問であります。携帯電話の不感地帯は、原及び所司原の深谷地区、見砂地区の県道沿いにあることは承知いたしております。

そこで、危機的な財政状況下においても、町民のだれもが安全で安心できるまちづくりの一環として、生活環境のしっかりした整備を図るため、今交付が見込まれている地域活性化・経済対策臨時交付金及び地域情報通信基盤整備推進交付金等の効果的な活用により対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、集落を結ぶ町道及び生活道路についてであります。厳しい財政状況を受け、山間部には必ずしも整備が十分でない状況にあります。特に、集落間を結ぶ道路や広域農道とのアクセス道路など、未整備の道路があることは承知いたしております。

また、町道以外にも林道、歴史の道など数多くの道路がございます。これらの道路は、補助事業の規格に合致しない路線が多々あるところから、これを実施するに当たっては、町単独事業として全額町費で対応しなければならず、現在の財政状況からいって大変厳しいものがあります。

そこで、今後は、先ほどから申し上げておりますように、積極的に行財政改革に取り組み、必要財源を捻出し、優先順位をつけた上で順次取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らし、高齢者世帯の土・日、祭日における移動手段についてであります。本町では高齢者、障害者など、特に交通の配慮が必要な交通弱者に対してデマンドタクシーを町内全域で平日のみ運行しております。

しかし、議員が懸念されておられますように、移動手段のないひとり暮らしや高齢者世帯では、土・日、祝日における交通手段はなく、お困りになっている方もいらっしゃいます。そこで、まず、現在行っておりますデマンドタクシーの状況について、いま一度御報告させていただきます。

デマンドタクシーの、ここ数年の運営実績は、年間1,500万円から2,000万円の赤字となっております。今ここに仮に、休日等も運行した場合は、さらに約500万円の赤字がふえる見込みであります。

このため、現在のデマンドタクシー事業について、さらなる事業の効率化とコスト削減

を図ろうといたしましても、需要があればたった1人しか利用者がいなくても、その便は運行しなければならないということから、運行台数のさらなる削減は難しく、今以上の経費の削減は望めない状況にあります。

このように、現在のデマンドタクシー事業そのものが恒久的な赤字体質という、今後の事業運営に大きな問題を抱えているところから、その対策を早急に講じる必要に迫られているところであります。

そこで、それにかわる交通手段として、高齢者や身体に障害のある方々が、平日、土・日、祝祭日を問わず利用できるように、例えば年間数十枚のタクシー利用券を交付することも、選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、いましばらく御理解のほどをお願いいたします。

なお、行政に関する情報公開と携帯電話の不感地帯の解消策につきましては、所管課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（金田之治君） 情報推進室長 山本 実君。

〔情報推進室長 山本 実君 登壇〕

○情報推進室長（山本 実君） 2番 柴田議員の御質問にお答え申し上げます。

一昨年の本町が行いましたアンケートによれば、町民の情報収集源といたしますのは、町の広報誌で35%、それからホームページで10%、ケーブルテレビでは27%という内容でございました。

親しみやすく、読みやすい、また見ていただける紙面づくりに、それからホームページにつきましても、多様で身近な情報源として急速に普及を見せておるところから、より多くの情報を早く、正確にお知らせできる手段でもありますことから、町関係部局職員22名から成る広報委員会やホームページ委員会において、難しい行政用語の言い換えなどの検討を現在進めさせていただいており、本町行政に関する情報につきまして、あらゆる機会を使いながら積極的にお知らせをしてまいりたいと考えております。

それから、ケーブルテレビにつきましては、加入率のアップに向け、開始当初は年12本程度でございました番組を現在は90本放映をさせていただき、町民の皆様の生き生きとした営みをお茶の間にお届けをして、質の面から加入を促しているところでございます。

さて、さらなる促進に向けまして、この6月末には、町内の成人の方5%、世帯数約10%に相当します住民の皆様600名へのアンケートを実施させていただき、その成果を具体的な加入促進施策に反映していきたいと考えているところでございます。

また、平成23年7月に予定されております地上アナログ放送の停止に備え、地上デジタル放送などについての説明会を8月に10回程度開催させていただき、町民の皆様が持つておられる不安の払拭にも努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、携帯電話の不感解消対策についてですが、本来、携帯電話事業者が、そのサービス向上のために行う事業ですが、今ほどの3つの地区、原、それから所司原の深谷地区、それから見砂地区の不感解消につきましては、採算を見込むことは極めて困難で、したがって自主的な事業者の参入が望めないため、町が事業の主体となって、電話事業者によります3基のアンテナ設備の投資をお願いしながら、サテライトとしての基地整備と、さらにこれを電波のいいふもとの基地局に伝えていくための伝送路などの整備をすることに相成ります。

基地局整備では、総務省所管の補助事業で、携帯電話などエリア整備事業によりまして、町の純負担でございますけれども、30万円余りが必要でございますし、地域イントラ基盤整備事業で既に整備をさせていただいております光ケーブルにつきましては、延長不足が見込まれ、容量も補う必要がありますことから、追加して7.6キロメートルもの伝送路の整備が必要でございます。

これにつきましては、地域情報通信基盤推進交付金事業が該当いたしますことから、この事業を念頭に町負担が約100万円を想定いたしておりますが、この事業に要する総額を大体4,700万円程度見込んでおりますけれども、国総務省や事業者の負担を除いた町の純負担総額は、約130万円と相成るものと見込んでおるところでございます。

なお、現在、この事業への採択に向け、石川県、それから国総務省への事業提案を行っているところでございますので、御理解をお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

○3番（津田 勤君） 3番の津田です。

私は、3点ばかり町執行部にお伺いいたします。

まず、1点目ですけれども、5月10日に就任なされた山下教育長にお伺いいたします。

山下教育長は、長年学校の教員として勤められた経験を生かし、また、子供ばかりでなく、一般の人の生涯学習教育にもこれから御尽力をいただきたいと思っておる一人でございます。そこで、山下教育長に小学校の統合問題も含めた所信を問うところでございます。

続いて、2点目ですけれども、町で管理するというか運営するバスが6台ございます。先ほど柴田議員の質問の中にもありまして、町長さんの答弁にもありました。今この6台のバスを、もちろんスクールバスも含め、いっぱいバスはあるんですけれども、どのように活用していけばいいのか。先ほどのデマンドタクシーの絡みもございしますが、うまくこれを有効利用すれば、一挙に解決する問題ではないかなと私は思っております。

それで、今のところをちょっと調べてみますと、若干土曜日、日曜日に一部の団体が使っている回数が非常に多いと。皆さん、土曜日、日曜日に、やっぱり町のバスを利用してスポーツに出かけたり、集落の旧の分館活動といいますか、そんな事業にも活用したいなと思っておりますので、そこを優先的にというわけでもないんですけれども、もちろん学校教育も大事なんですけれども、均等に使えるような方策を考えてみてはいかがかと思っております。これについて、またバスについてはお伺いいたします。

最後には、さきの全協で御説明はちょっとあったんですけれども、県の基金を活用し、本町で雇用創出及び産業振興の推進を図るためと、さっき町長さんの提案説明の中にもございましたふるさと雇用再生特別事業という事業についてお伺いいたします。

ふるさと雇用再生特別事業、だれのふるさとなのかなという気もするんですけれども、これはもちろん町民の方が入ってというか、労働をされる場所だと私は思っておるんですけれども、年間1,000万円の事業で3年計画と。この前の説明では、二、三人雇うような御説明がございましたが、果たしてこの二、三人でいいのか。また、この事業を引き続きやっていけるのかどうか。この中身とその効果を問うところでございます。

以上、この3点を御質問しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 先ごろ、教育長職を拝命いたしました山下 茂でございます。よろしくお伺いいたします。

3番 津田議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育長としての所信でございますが、毎日通学している子供たちを見ますと、本町の児童・生徒のために全力を尽くしたいという思いでございます。御承知のように、教育行政は、教育基本法のもとに、関連法規や学習指導要領の範囲内で児童・生徒に最適な教育を提供することにあります。

また、教育上の今日的な諸課題につきましては、常に児童・生徒の健やかな成長を目指

し、取り組んでまいりる所存でございます。

次に、中学校統合の問題であります、議会におかれましても中学校建設特別委員会で審議をいただいているところでございますが、今般、国の21年度補正予算の中で、引き続き公立小中学校の耐震化の推進事業が取り入れられ、平成23年度までにすべての耐震化を完了するよう、事業内容が盛り込まれております。

このような情勢を踏まえ、中学校整備に係る事業計画と財政計画の整合性を図り、さらに慎重に対応してまいりたいと考えており、耐震化及び改築工事を行った場合の予算と統合した場合の予算を町長に報告いたしたところであります。

次に、生涯学習関係では、全国で少年少女への虐待や変質者による被害が頻繁に起こっております。本町では、学校で組織されている見守り隊の、横のつながりのさらなる強化を図り、家庭における教育力の向上に向け、関係機関との連携強化を図ってまいりる所存であります。

最後に、教育行政を預かる者として、与えられた教育環境の中で最適・最高の教育をどのように展開していくかが、私に与えられた使命であると考えております。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（金田之治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

○企画財政課長（太田永作君） 3番 津田議員の御質問にお答えいたします。

まず、お尋ねの町営バスについてのお答えでございますが、津田議員のおっしゃるとおり、現在6台のバスを保有しております。主な運行内容といたしまして、老人センター宝寿荘への送迎、そして児童クラブ、健康クラブ、リハビリ対象者の送迎に利用しており、それ以外の時間帯や土・日、祝日には、貸し切りバスとして運行させていただいております。

また、6台のうち2台は、主に志雄小学校のスクールバスとして運行するほか、その送迎に支障のない限り、学校行事で利用しております。

スクールバス以外の4台のバスの利用範囲につきましては、町が主催する福祉的活動、社会教育的活動、町が所管する公共的団体の活動に利用しております。

現在、それぞれのバスの運転は、町職員、臨時職員、シルバー人材センターへ業務委託をして対応しております。しかしながら、最近では、町の行事等もかなり多くなり、また、

日程が重なることもあり、申し込みすべてに対応することは困難な状況にあります。そのような場合には、民間のバスを借りていただいておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

運営・運行方法の見直しがあるかという質問でございますが、現時点での人員、バスの台数で運行の見直しは困難な状況であり、今後も現状の中で、できる限りの運行を行いたいと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、ふるさと雇用再生特別事業についてですが、全協でもお話をさせていただいたとおり、まず、この事業の基本的考えとして、現在の雇用失業情勢にかんがみ、ふるさと雇用再生特別交付金が国から都道府県へ交付されることになり、県が造成した基金を活用して市町村が雇用創出を図る事業、補助率10分の10ですが、を実施するのを目的といたしております。

そして、この事業の要件といたしまして、町が企画した新たな事業で、地域内のニーズがあり、かつ、地域の発展に資することが期待でき、地域における継続的な雇用が見込まれる事業となっております。

また、新規雇用者、求職者でございますが、の募集に当たっては、公共職業安定所（ハローワーク）へ求人申し込みをするなど公開を図り、雇用期間は1年で、失業者であることを本人に確認することとなっております。そして、事業費の経理につきましても、総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備することが、国が示すふるさと雇用再生特別基金実施要領で定められております。

こうしたことを踏まえ、県の指導助言のもと、新たな雇用創出を図るために、山林に放置されている間伐材や海岸に流れ着く流木、及び災害時に発生する廃材などを針山にある木材資源化センターを活用し、バイオマス発電用燃料にするための資源供給ルートの整備及び処理業務の調査・研究を実施するものでございます。

そのために、バイオマス発電を行う系列会社のいしかわグリーンリサイクル株式会社、木材資源化センターを管理する羽咋郡市広域圏事務組合、一般廃棄物、産業廃棄物の分別指導を行う宝達志水町の三者で3カ年計画で事業を展開することとしたものでございます。

また、事業効果といたしまして、地球環境の保全につながるものであり、これらを木質チップ化しバイオマス発電燃料とすることが温室効果ガス（CO₂）の排出を抑制し、地球温暖化防止の一助となり、木材資源化センターの稼働率向上にもつながるものと期待を

しております。

さらに、雇用創出においては、予定として2名以上、原則、宝達志水町に在住する失業者を考えており、その募集方法につきましては、先ほど述べたとおりハローワークへ求人申し込みを行い、人員の確保をするものでございます。

なお、この事業につきましては、3年間の共同研究事業であります。事業終了後も継続していかわグリーンリサイクル株式会社が事業を引き継ぐものであり、雇用の確保に貢献できるものと考えておりますので、何ほど御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

○3番（津田 勤君） 山下教育長、立派な賢明なる答弁をありがとうございました。またこれからも頑張ってよろしくお願ひします。

それで、企画財政課長に1点だけお伺ひします。

今のふるさと雇用再生事業なんですけれども、いつからその募集をする予定なんですか。こんな状況ですので、大変大きな会社でもリストラとかが今なっているところなんですけれども、今の話を聞くと3年間継続事業で、募集というか仕事したい人は今すぐにでもしたいというお話をたくさん聞いておるんですけれども、いつからするということだけちょっと、わかれば教えてください。

○議長（金田之治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

○企画財政課長（太田永作君） 今回の定例会に補正予算として提出をさせていただいております。最終日の6月25日に議決をいただき、すぐにでも7月から一応ハローワークへ申し込みということになっております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

○1番（萩山恭子君） それでは、町行政と各集落とのかかわり方、特に行政と各集落の代表であります区長とのかかわり方について、また議員をも含め、さらにどのようなかかわり方を構築するべきかについて一般質問をさせていただきます。

初めに、志雄町と押水町が合併いたしましてから、これまでにさまざまな統廃合や適正

化計画が実行されましたけれども、議員の定数削減もその適正化計画の一つでございます。その結果、30人おりました町議会議員が計画どおり14人となりました。今は約4集落ごとに議員が1人いるというような状況でございますけれども、かつては約1.7集落ごとに議員が1人はいるという状況で、その影響力は深く、かつ細部に及ぼすものであったのではなかろうかと、議員でなかったころ、個人的ではございますけれどもそのように思わせていただいております。

もちろん議員の職責は、憲法第15条で、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められておりますように、議員は住民全体の奉仕者でありまして、このことが議員の本質というべきであります。

また、このことは、議員が住民の直接選挙によって選任されますことから、当然に導き出される自明の理でございますけれども、現実になされる議員活動の面において、このことが必ずしも容易に実現できない場面が少なくないのだと思っております。

しかし、この合併を機に、新聞紙上でもよく話題になりましたけれども、時として集落単位の利害を考える立場を、無自覚に町全体が受け入れられるようなうねりとなってしまっていることがあったり、気がついたら議員としても、そのうねりにおさまっていたというようなことがどの自治体にもよく見受けられるということ。

また、合併統合の意義の一つとして、議員が各集落の代表者のように思われる誤解した固定観念から脱却するということも、ある意味で意義があろうということを新聞で述べておりましたが、何となくそう感じるところもございます。このことは、議員自身が肝に銘じ、みずからの行動にあらわしていただくだけではなく、世間のこれまでの認識そのものも改めていくべきという見解に対し、心新たに臨んでいるところでございます。

このことから、集落の取りまとめである代表は区長であるということを再認識し、行政と集落との関係をもう一度再確認させていただきたいと思ひまして、質問をさせていただいております。

さて、宝達志水町には、集落が52集落ございます。各集落には必ず1名区長がおられますので、52名の区長をもって各種事業の推進を行っているところでございますが、集落の大小にかかわらず、人口も、世帯数も、面積も、住民の状況も、集落の状況も、事情も、立場もいろいろでございます。しかしながら、それぞれに御苦勞の多いことであると存じています。心から感謝を申し上げる次第でございます。

ですから、52人の区長の町における役割は、各集落と行政をつなぐ大変重要なパイプ役

と言えるわけでございます。このように位置づけされますのも、町がいろいろな施策や、施策を行う中で必要不可欠な存在であると認識いたしているからでございます。この方々の存在によって集落がまとまり、そして動き、町が動き、集落づくりが成り立っていることを思わせていただきますと、各集落の活性化も区長の御苦勞にかかっているところが多いのではないかと考えております。

さて、区町会は総務課が担当課でございますが、町、行政が思うところの区長とのかかわりですが、事業推進に当たっては、町民への説明や協議を円滑に行うためには、何といっても区長との十分な協力が必要不可欠と考えておられること。また、それは個々に協力を求めても、それ以上の誠意と時間が必要であり、それくらい区長の存在は大きいと言われておりますが、その重要な位置づけに関し、まず、どのようなことを町が区長さんに協力いただいているのかを具体的に詳しくお聞かせください。これは総務課長にお願いいたします。

また、各集落の区長の役割が大きいということですが、ただ、この御苦勞が実を結びます上での行政と各集落とのかかわり合い方には、相互のかかわり方の行ったり来たりの矢印が必要かと思えます。このことに関してどのように思われるか、町長にお伺いいたします。

と申しますのは、各集落のほうから行政の協力を求めていることに関し、各集落から提出された要望や陳情がどのように処理されているのかを注目している次第でございます。実は、集落住民が提出した要望や陳情が、その後どういう結果になっているのか見えづらいという声をちらりと耳にしたからでございます。このことについて、この現状をどのように思われますか、お聞きしたいと思えます。

次に、今ほど述べましたとおり、陳情、要望を出しても何の返答もなく、正式な文書をもって中間報告なり結果報告なり、その処理対応の誠意がないという不信感に対し、行政各課がどういう対応を心がけ実践なさっているのか。その対応の流れがきちんと行政全般に統一してでき上がっているのか。おられるのでしたらどうしておられるのか。流れが統一していないのなら、今後この不満の声に対し、どうしていけばいいのかお考えをお伺いいたします。

また、職員のみならず、行政各課から区長さんのほうへ定期的に訪問をし、状況、困り事を聞いて行政に持っていき、まちづくりに生かしているのだろうかということに思いをはせますれば、果たして集落の状況を把握すべき体制が、行政から執行部へと整ってい

るのかということでございます。漏れなく状況把握できているということが重要であると存じますが、そこで行政と各集落とのかかわり方でございますが、このかかわり方にどのような姿が望ましいか。また、執行部側として把握できやすい体制が今整っていると思われませんか。町長に所見をお伺いいたします。

最後に、初めに申し上げましたとおり、議員としての行政や各集落、住民としてのかかわり方でございますが、各集落から行政に上がってきております要望、陳情などを定期的に議会事務局を通じて知ることはできないのかなと思っております。また、それがどのように対応処理をされたのかも知りたいと思いますので、新町長の所見をお伺いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、町と区長との関係、かかわり方についてでございますけれども、私ごとになりますけれども、私も昨年12月まで60戸足らずの小さな集落の区長を務めておりました。そういうことから、区長としての所感も交えまして答弁させていただきたいと思っております。

まず、町が事務事業を進める上で、区長の皆さんの御協力がなければ、前には進まないというようなことはそのとおりでございます。区長の役割は大変大きなものがあるというふうに考えております。

といいますのも、先日行われた河川愛護デーを例にとって申し上げますと、恒例の事業ということもあって、町からは各集落へ実施時期をお知らせし、協力をお願いするだけということでございます。ですけれども、作業内容あるいは作業方法などについて詳細な説明は一応ないわけでございます。

しかしながら、各区長においては、各集落の実情に合わせまして、河川ばかりではなく、同時にその他の関連施設も含めまして、作業内容あるいは作業範囲、それから人員の割り振り、用具の調達、休憩時のお茶配り、作業状況の確認、それから履行状況の報告など、もろもろの作業を自主的に行っていただいておりますというのが実情でございます。

そのおかげで河川などの社会資本の適切な維持管理、自然環境の保全が確保されるとともに、参加者の相互親睦、連帯感の醸成が図られて、ひいては町の活性化にもつながっているということを確認いたしております。

区長の皆様におかれましては、それぞれの集落を運営する代表者にとどまらず、町発展

のための崇高な精神をもって、日夜をいとわず先導的・中心的役割を担っていただいているものと感じております。また、集落を愛し、町を愛する気持ちをもって取り組んでいただいております。そういうふうには思っております。

なお、集落には大小ありますけれども、それぞれに御苦勞の多いこととは思います。私といたしましても、この場をかりて心から御礼を申し上げたいと思っております。感謝いたしております。

そのほか、町が行う事務事業全般にわたって同様に御苦勞をお願いしているわけございまして、その詳細につきましては、総務課長のほうから御説明させていただきます。

次に、区長や各集落に町が協力を求めていることに対して、行政と各集落のかかわり方は、一方向ではなく双方向の協力が必要ではないかとの御質問でございます。

まず、現在町が行っております集落要望の実施状況につきましては、議員も御存じのとおり、現在の町の大変厳しい財政状況から、ごくわずかな事業しかできていないというのが現状であります。

また、これら要望に対する処理結果がわからないとの御指摘につきましては、平成20年度の町区長会の総会の折にも御指摘を受けたところでございまして、各課の回答方法並びに様式を統一することとして、同年5月に総務課で取りまとめた上、平成17年度から平成20年度までの処理状況を、各区長さんに回答させていただいたところでございます。今後はこのように、毎年5月ごろに処理状況を報告することといたしております。

しかし、今年度は骨格予算ということで、当初予算には区長さんに回答できる予算が計上されていなかったというところから、今議会で補正予算が成立後、速やかに区長さん方に処理状況の報告をさせていただきたいと思っております。

次に、各集落の状況、それから困り事を定期的に把握する体制づくりについてですが、町と区長との総合的な連絡会につきましては、年度始めに開催されております町区長会総会にあわせまして、年に一度ではありますけれども、町長初め全課長が出席して、町からのお願い事や各区からの要望事項に関しまして意見交換をしておるところでございます。

その後の意見交換につきましては、事あるごとに各担当課において区長さんからの御相談を承ったり、あるいは区長さんから相談を受ける体制となっているところから、集落の状況につきましては、一応随時把握できる体制にはなっているというふうには考えております。しかしながら、若干ずれがあるかもわかりませんが、今後そのようなことが

ないようにはしていきたいと思っております。

最後に、議会におきましても対応処理状況を把握したいとの御要望でございますので、この件につきましては、議長と相談の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

その他の質問につきましては、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（金田之治君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

○総務課長（北山茂夫君） それでは、1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

町として区長さんに御協力いただいている事柄について、どのようなものがあるか、具体的に詳細に説明してほしいということでございました。

今ほど町長から、河川愛護デーを例にとりまして、区長さんが町の依頼を受けて行われる内容について詳細な説明がありましたように、区長さんが町から依頼を受けた事柄を実行される際には、大変な労力を要しまして、その内容も大変多くのことを含んでおります。

そこで、きょうは、日ごろ区長さんをお願いいたしております各課ごとの主な事柄につきまして、私のほうから簡単に述べさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず最初に、情報推進室でございますが、町広報を初めとする各種情報資料の配布をお願いいたしております。また、ケーブルテレビ未加入世帯への加入促進、集落紹介番組作成に際しての御指導をお願いしております。また、最後に、ふるさと推進員の選定とその撮影ということもお願いいたしております。

次に、農林水産課でございますが、水稻の生産調整事務、転作の現地確認、ため池点検の立ち会い等をお願いいたしております。

次に、住民課でございますが、保育所の管理運営、また、保育所統廃合の推進に際しまして、説明会の開催をお願いいたしております。

次に、環境安全課でございますが、公害対策審議会を初めとする各種審議会の委員への就任、環境美化推進員を初めとする各種推進委員の推薦、町総合防災訓練やクリーンビーチ海岸清掃の区民への周知、消火栓、防火水槽、ごみステーション等の各種施設の点検や維持管理をお願いいたしております。

次に、上下水道課でございますが、下水道工事施工に伴う協力依頼、供用開始に際し公共ますへの接続依頼等を行うための地元説明会の開催、下水道の普及推進に際し、関係資料の区民への配布をお願いいたしております。

次に、企画財政課でございますが、集落センターの維持管理をお願いいたしております。税務課につきましては、納税通知書や税に関する各種資料の配布をお願いいたしております。

建設課でございますが、今ほど町長の話もありましたが、河川愛護デーや道路愛護デーの区民への周知をお願いいたしております。

また、工事の実施に際しまして、利害関係者の方の出席依頼の案内と立ち会いとか、道路等への倒木処理に際しまして、倒木の所有者や土地所有者からの伐採承諾の取りつけ等についてもお願いいたしております。

学校教育課につきましては、小中学校の運営に対する物心両面の多岐にわたっての事柄について御協力をお願いしております。

生涯学習課ですが、あいさつ運動推進員・健全育成モニターへの就任、また、文化推進員の推薦をお願いしております。

健康福祉課ですが、健康づくり推進委員の推薦を初め各種協議会、審議会等の委員の推薦、ひとり暮らし老人や高齢者世帯、及び身障者等の実態把握、各種福祉施策の推進に際し、地域の実情をもとに支援体制の構築をお願いいたしております。

最後に、総務課でございますが、各種選挙の際に期日前投票や選挙当日の立会人の推薦をお願いいたしております。また、集落座談会の開催についても、今後お願いしたいというふうに考えております。

以上、各課ごとの主なものを申し上げましたが、その他にも、台風や大雨、大雪といった自然災害を初めとする突発事項の発生に際しましては、地域住民への情報伝達とあわせまして、地域の情報収集のために御協力をお願いいたしております。

このように、多岐にわたっての事柄について御協力をお願いしておるということでお答えさせていただきまして、答弁を終わります。

○議長（金田之治君） 次に、7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

○7番（林 一郎君） 私は、6月11日午前11時16分におきまして、一般質問の通告に來ましたわけでございますけれども、私の質問の項目、内容は、先ほど柴田議員さんが質問されましたその項目と、思い、考え方、内容が100%私の質問の趣旨と近いものでありましたので、また、町の回答もいただきましたので、私は質問を辞退させていただきたいと思っております。

次回、機会があれば、またひとつよろしく願いしまして、議員各位、また、町執行部の皆様に御理解のほどよろしく願いしまして、私のほうは以上です。

○議長（金田之治君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩します。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時46分休憩

午後1時01分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点にわたり一般質問いたします。

まず、第1点目は、町の国保条例第6条、いわゆる医療費の医療機関窓口での負担金の減額・免除の制度についての執行部の認識を問います。

この問題は、沖縄県で、経済的理由で医療費が支払えないために受診できなかった方が、国民健康保険法第44条の医療費の免除規定に基づき、病院に受診して、かかった医療費の免除を求めました。しかし、その町には、国民健康保険法第44条に基づく条例が整備できていなかったために、町と病院から医療費の請求をされた、こういう事件が約5年ほど前にありました。

国民健康保険法という国の制度としては、医療費負担の減額・免除の制度が存在するのに、その制度に対応する町の条例がないために制度が利用できないのか。それとも国民健康保険法という国の福祉の制度が優先するのかということが法律で争われたのであります。

判決は、減額・免除の規定をつくっていない町が悪いということになりました。そして、病院に受診した方は、医療費を支払わなくてもいいということになって結審いたしました。これを当時の旧押水町時代に議会で紹介し、できた条例が宝達志水町にも引き継がれたとの認識であります。町国保条例第6条は、国民健康保険法第44条に基づく条例だという認識でよろしいかどうかお答えください。

さて、いざというときに町民の命を守る大事な制度であります。自民党・公明党の国の政治が貧困をつくり出していく政治がされているときに、この制度の存在と詳細、つまりどのような状態だと病院窓口での負担金が免除されるのか、または減額されるのかの周知

徹底が町民全体にされていることが重要であります。周知徹底されていますか。利用規定がありますか。もしそうでないのなら、すぐに改善されるべきですがいかがでしょうか。

次に、小中学校の学級編制についてお聞きいたします。

国立教育政策研究所という国の機関があります。国から予算が出ている独立行政法人であります。この研究所が、少人数学級は学習効率を高める、こういう調査結果を発表しています。子供たち一人一人に目が届く体制は、学習効果を高めるのが当たり前のことですが、それを実証した。しかも、構造改革の名で国民世論を無視して、少人数学級にしようとする政府の一機関が認めているということは重要であります。

この政府が国民世論に押され、40人学級を自治体が自分でお金さえ出せば、40人以下でもいいですよという法律ができました。これに対応し、国内の多数の県が市町村小中学校の少人数学級化に予算を計上しております。

残念ながら、この石川県では、小学校1年生・2年生と中学校1年生だけ、1クラス35人以下のクラス編制のための助成制度が行われているのが現状であります。そのほかの学年は、相変わらず40人学級が編制されています。少人数学級は、親と教師、子供たちの願いであります。何としても実現してほしいという声が町内で多く聞かれます。

実は、この声には体験から出された実感があります。昨年、小学校2年生であった町内在住のA君は、金沢で起きた給食用パンの中にようじが入っていた事件をテレビで見てショックを受け、給食だけでなく、食事が余りとれなくなりました。体重も減りし元気もなくなっていく。こういう状態を救ったのが、当時の小学校2年生の彼の担任の先生でありました。連絡帳を細かく書き、電話で様子を知らせ、家庭訪問を通してA君の両親や祖父母との連携を密にし、立ち直らせていったのであります。

A君は、今3年生になって、昨年のクラスの人数の倍となっています。A君の両親は、「今の学級人数で昨年のような状態になっていたら、捨てられるところやった」、こう話しているのが特徴であります。この体験を大なり小なり経験している方々が、実感として出されている少人数学級実現の願いであります。

それではお聞きしますが、現在1クラスが35人を上回っている学校と学年を教えてください。

また、35人以上のクラスには、児童・生徒への問題は出ていないのか。実態をどう把握されているのか教えてください。

政府が国民の声に押され、緊急雇用創出事業や地域活性化交付金を活用し、これを利用

してクラスの増設を行うことができると思いますが、活用して増設を行う考えはありますか。町長にお聞きするものであります。

次に、町放課後児童クラブ第4条の入会資格についてお聞きするものであります。

国や石川県の放課後児童クラブ運営基準にある対象児童と、町の放課後児童クラブ条例での対象児童の入会資格に隔たりがあると思われまので、それをただしたいと思います。

まず、国や県は、対象児童をおおむね10歳未満としています。おおむねというのは、国語辞典では、大体とかおよそと出ています。それに加え、国や県は対象児童を4年生以上の小学校児童も加えることができるとしています。

一方、町は、4年生以下でないと利用できない条例になっています。確認しますが、間違いありませんか。住民課長にお聞きするものです。

同じく入会資格であります。保護者が勤務のため、または病気のため、また自営のため、その場合に限って児童クラブが利用できるという規定が町の入会資格の中に書かれています。ところが、両親が勤務の都合で、児童クラブを利用しようとしても、その子の祖父母が元気だから利用できないと言われたという方がおられました。

しかし、児童にかかわる法律である児童福祉法や民法など、どの法律でも保護者という規定の中に祖父母は入っておりません。宝達志水町の入会資格には、保護者が元気な場合は、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが元気な場合は入れない、そう言われたというのであります。でも、保護者というのは、祖父母は入っていないんです。どの法律にも入っておりません。

ですから、祖父母が元気ということを利用して児童クラブが利用できないというのは、あってはならないことだと思います。また、家庭の事情は家庭の数だけあります。その中の3つの事情に該当する家庭しか児童クラブを利用できないというのは、児童クラブの趣旨を大きくねじ曲げるものだと考えます。その家庭のプライバシーを尊重し、望めば入所できる制度が望ましいのではないのでしょうか。

この問題の最後に紹介しておきたいのは、国や県は、児童クラブ運営時間について次のことを言っています。1つ目は、平日の開設時間は、学校の終業時間から午後6時ごろが多いが、保護者のニーズにこたえ柔軟に対応すること。保護者の労働の実態に合わせて延長することです。放課後児童クラブの設置目的に沿う形で調査・検討し、条例や施行規則を見直すことが必要になってきているのではないのでしょうか、お聞きするものであります。

最後に、中学校の耐震補強についてお聞きします。

これは、一刻も早く耐震補強をしてほしいという町民から寄せられた要望に基づいて質問するものであります。

ことしの当初予算議会で紹介しましたように、子浦区や吉野屋区を初めとして、中学校の合併はやめて耐震補強工事を行ってほしいという区がどんどんふえてきております。実は、この声には根拠があります。町の中学校統合の検討委員会では、統廃合を教育問題として位置づけ検討された軌跡はありますが、地域の問題として検討された報告書が見当たりません。地域の問題として検討されていないのではありませんか。

実は学校の合併を行い、なくなってしまった学校の地域の人口、特に子供の人口が少なくなっているのを御存じでしょうか。子供のいる世帯が少なくなっているのを御存じでしょうか。

種を明かせば、小中学校の子供を持つ若い親は、放課後活動後の子供の帰宅時間や安全などを考えて、合併した学校の地域に引っ越ししていくという現象が全国で見られます。学校を合併するかどうか、どこにするかというのは、中学校の統廃合問題の検討委員会の範囲で決定できることではないのであります。多くある意見の中の一つの参考意見としてとらえなければならないのではないのでしょうか。これは、まさに宝達志水町のまちづくり計画の中で大きく位置づけていかなければならない問題であります。

そういう意味では、議論は始まったばかりです。しかし、議論は始まったばかりですが、地震ですぐに崩壊してしまうような2つの中学校を放置しておくことはできません。一刻も早く耐震補強や建てかえを行う必要がありますが、いかがでしょうか。具体的に、耐震補強の緊急性の町執行部の認識をお聞きしたいと思います。

平成20年11月1日に発表された両中学校の耐震診断の結果では、押水中学校も志雄中学校も構造耐震指標、いわゆるIs値がすべて0.35以下でしかありません。これは町のホームページ上で公開していることではありますが、これに変わりはありませんか。

そして、これは町のホームページ上では説明されていませんが、Is値が0.7未満の建物は、震度6以上で倒壊または崩壊するという危険があると言われていますが、間違いありませんか。

そこで、震度6以上の地震が押水中学校や志雄中学校に来ないのかという問題であります。政府から予算が出ている文部科学省管轄の独立行政法人である地震調査研究推進本部、いわゆる推本と言われているものでありますが、推本は、邑知潟断層帯は断層帯の長さ44

キロメートル、発生する地震の規模はマグニチュード7.6程度としています。

さて、邑知潟断層帯というのはどこなのかといいますと、これも推本が規定しています。断層の位置を、七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯と指摘しています。まさに断層帯の上に宝達志水町の両中学校が建っているといっても過言ではないと思います。

では、どれだけの震度が来るのか。先ほどお話ししたように、宝達志水町は0.35以下ですが、0.7以下では震度6以上で倒壊、崩壊です。どれだけの震度が来るかという、07年度の能登沖地震では、動いた断層帯は邑知潟断層帯ではありません。これはマグニチュード6.9で、宝達志水町の震度は5弱でした。震度は、震源からの距離にも影響を受けますから、震源から近いところが大体震度が大きいのであります。

能登沖地震を引き起こした活断層のそもそもの力、マグニチュードが6.9で、震源とあられだけ離れていて宝達志水町は震度が5弱でした。宝達志水町は活断層の上に存在している町です。この活断層が動いたら、能登沖地震のように震度は5弱では済まないと見るべきであります。

では、いつごろ起きるのかという問題であります。実は、これも今御紹介した推本が発表しています。邑知潟断層帯というのは、1,200年から1,900年に1回大きく動いている、これが明らかになっています。最後に動いたのが、紀元前3200年から西暦900年の間、つまり、今はいつ動いてもいい状態になっています。

ちなみに、1995年の兵庫県南部地震は多くの人命を奪いましたが、その地震を引き起こした活断層は、地震を引き起こした1995年以前の段階で、今後30年間に活断層が動く確率というのを出されていきました。調べますと、兵庫県南部地震の場合は、動く確率が0.02%から8%までと言われていました。

邑知潟断層帯はどうでしょう。今後30年間に動く確率は、0.5%から18%と指摘されています。数字が高かったら先に地震が起こる、断層が動くというものではありません。確率的に兵庫県南部地震は8%、そして邑知潟断層は18%ということです。起こる可能性が大きいということです。兵庫県南部地震より確率が高いんです。

一昨年は、議会で、今は地震の活動期という認識を持っているという答弁が執行部からされました。そうであるなら、一刻も早く両中学校の耐震補強を行うべきだと思います。答弁を求めます。

以上。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険条例第6条の規定は、自然災害や火災などによる資産の損害、あるいは事業の休廃止などによる所得の減少により、一部負担金の支払いが困難と認められる場合の減免制度であります。したがいまして、これにつきましては、広報等で広く町民の方々に周知が必要であるというふうに考えております。

次に、国の緊急雇用創出事業交付金や地域活性化交付金を利用して、小中学校でクラスの増設を行う考えはないかとの御質問でございますが、本町の小中学校においては、教育上何ら問題はなく、御質問の、学級をさらに増設し、かつ所要の職員を新規に雇用する必要はないと考えております。

また、国の交付金事業については、本町においても積極的かつ有効に活用すべき財源と考えておりますが、例えば緊急雇用創出事業交付金におきましては、雇用できる期間が6カ月未満に限定されているなど、あくまで緊急的、一時的な就業機会の提供といった側面が強く、教育活動の分野では十分に活用し切れないものと考えております。

次に、放課後児童クラブ条例第4条の規定についてであります。放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の2の規定に基づいて児童の健全な育成と、保護者の仕事と子育ての両立を支援する施設であり、保護者が仕事などで昼間家庭にいない世帯の小学1年生から4年生までの児童を対象として、専門の研修を受けた指導員が学校、保護者等と連絡をとりながら、放課後、夏・冬等の土曜日等の学校休業日に児童の受け入れを行っております。

そこで、御質問の条例第4条の充実につきましては、子育て支援の充実を図るにはどうすればよいか、県の基準との整合性を考慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校の耐震補強についてであります。本町が邑知潟断層帯に位置しているところから、国の交付金制度を活用し、一刻も早く両中学校の耐震補強をすべきではとの御質問であります。議員も御承知のとおり、これまで中学校整備につきましては、統合中学校の建設に向けて論議を重ねてきたところから、耐震補強等につきましては、まだ十分な検討はなされておられません。

そこで、耐震補強の件につきましては、これまでの統合論議に加え、早急に検討すべき課題であると位置づけるとともに、御質問の国の交付金の活用も当然視野に入れ、どの整

備方法が本町にとって最善なのか、財政計画とのすり合わせを行い、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

○健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたしたいというふうに思います。

先ほど、宝達志水町国民健康保険条例第6条につきましては、国民健康保険法の第44条の規定に基づくものでありますので、議員の言われるとおりでございます。

また、この広報等につきましては、先ほど町長のほうが説明いたしましたので、また、答弁いたしましたので、よろしくお願したいというふうに思います。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

○学校教育課長（松田正晴君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

最初に、現在の町内小中学校において、1クラスの人数が35人を上回っている学校と学年についての御質問でございますが、御承知のように、法律により公立小中学校の1学級の児童及び生徒の数は、原則1学級40人を基準として編制することに決められております。

したがって、その学年における児童・生徒の総数が40人を1人でも上回ると、学級数は2クラスに編制されるということになります。

その結果、現在1クラスの人数が35人を上回っている本町の学校の状況を申し上げますと、小学校では、相見小学校の3年生、それに4年生と6年生の各1クラスが、そしてまた中学校では、押水中学校の3年生2クラス、志雄中学校の2年生2クラスがそれに該当しており、小中学校全体で3校7学級が上回っております。

次に、35人を上回る学級における児童・生徒への教育上の問題点はないのかとの御質問でございますが、今年度も問題なく円滑に運営されておまして、さらに特別な配慮が今必要な状況にはないと把握しておりますので、御了解いただきたいと思います。

また現在、石川県では、小学校1年と2年、及び中学校1年生において教育的配慮が必要との理由により、36人以上で2学級に分けることができる学級編制の弾力化が実施され

ております。御指摘のとおりでございます。

本町では、このような学級編制に係る弾力的な運用を積極的に取り入れるとともに、学級の状況に応じては、習熟度別の少人数授業を実施するための教職員の配置、あるいはまた小学校専科教育充実の非常勤講師の配置、そしてまた児童・生徒の支援に必要な教員の配置要望などを的確に行い、必要な教職員を確保し、現在、円滑な学級運営と教育的配慮の充実に努めております。

次に、中学校の耐震補強に関する3点の御質問についてお答えします。

まず、町の中学校の統廃合問題の検討委員会では、統廃合を教育問題としてばかりでなく、地域問題として検討されたことはあるかとの御質問でございますが、中学校はまさに地域のシンボルであり、生徒たちのエネルギーはまさに地域活力の源泉でもあります。

押水中学校は昭和38年、志雄中学校は昭和44年に現在地に建設されました。以来四十数年にわたり、両中学校とも地域とともに歩んできた歴史があり、地域住民の方々の中学校に寄せる思いはいかほどか十分認識いたしております。

そんな中、統廃合の検討委員会では、委員の方々に両中学校の現状と将来の見通しを御説明し、地域に固執することなく、将来の宝達志水町教育の全体の問題として、大所高所から検討を願ったものでございます。

次に、今は中学校統合の時期ではなく、耐震補強を一刻も早く行うことが重要との御指摘でございます。さきに町長から答弁がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、平成20年11月1日に発表しました耐震補強の結果表のことでございますが、押水中学校も志雄中学校も構造耐震指標、いわゆるIs値はすべて0.35以下であります。公表されているIs値は、石川県耐震診断等評定委員会で評定いただいた数字であり、間違いはございません。

ただし、押水中学校校舎及び体育館については、平成13年度に耐震診断業務を行っておりますが、現在の耐震基準に適合しない面がございますので、追加診断を行わなければならないと考えております。その結果、数値が変わる可能性があることを一つお含みいただきたいと思ひます。

また、Is値が0.7未満の建物は、震度6以上で倒壊または崩壊するという危険があるかという御質問でございますが、現在多くで実施されている耐震診断では柱、壁の強度を計算し、いわゆる構造耐震指標（Is値）を用いて耐震性を判定しています。

平成18年1月25日付の国土交通省告示第184号によりますと、過去の地震災害の研究から、診断の結果、Is値が0.6以上ある建物は震度6強程度の大地震に対しても、建物が倒壊、崩壊する危険性は低いと考えられております。逆に申しますと、Is値が0.6未満の建物の場合は大きな被害を受ける可能性が高くなり、そのため耐震補強工事が必要とされているわけでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（金田之治君） 住民課長 林谷茂和君。

〔住民課長 林谷茂和君 登壇〕

○住民課長（林谷茂和君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

平成17年10月に策定された石川県放課後児童クラブ運営基準の総則に関するものの（2）で、対象児童については、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童と規定しています。

また、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができるとされており、4年生以上の小学校児童、盲・ろう・養護学校小学部に就学している児童も、当該児童の状況に応じて対象児童となり得るとなっております。

本町には、聖ヨハネ会に運営事業委託しているしお児童クラブと直営の押水児童クラブの2カ所がございます。いずれも小学校4年まで受け入れをしておりますが、2つのクラブともいずれも入会を阻止しているケースはないと認識しております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 幾つか再質問いたします。

まず、第1点目は、小中学校の学級編制の問題ですけれども、特別な配慮は要らない状態になっているというふうな根拠、何を根拠にそう言われているのか教えてください。

それと、去年、2年生だった相見小学校に県は補助金を出していますから、相見小学校では2年生は2クラスやったんですね。今1クラスになって39人ぐらいいるんですけども、去年は20人ぐらいやったんです。そのときの去年の連絡帳とことしの連絡帳を見ていただいたのかどうか。去年はすごく丁寧なんです。子供が一日どうしておったかというのがすごく書かれているんです。これは先生の能力じゃないです。許容範囲を超えているという問題なんです。39人を1人で見ている、狭いクラスの中でやっているというのを、そ

れも見られて特別配慮は要らないというふうな答弁をされたのかどうか。要するに答弁された根拠を教えてください。

2つ目は、住民課長にお聞きしますけれども、排除されているのではないと言われましたけれども、児童クラブ条例第4条の中に保護者と書かれていますけれども、この保護者の中に祖父母、おじいちゃん、おばあちゃん入ってませんね。これ再質問します。

それと、さっき学校教育課長が、0.6以下のところで倒壊のおそれがあると、私はIs値が0.7未満のところで倒壊ということを使うたものですから、同じことを言われたかなというふうに思ってますけれども、早急に検討していただきたいと思います。

この2つ、先にお願ひします。

○議長（金田之治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

○学校教育課長（松田正晴君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

小中学校の学級編制についての私の答弁の中に、現在、特別な配慮を要する問題はないというような答弁であったのが、その根拠は何かという再質問でございます。

まず、教育委員会といたしましても、学校訪問を毎年行っております。そういった機会、または県の教育委員会との連携によります指導主事訪問という、学校訪問の計画が年2回ございます。

そういったときに、石川県の事情の聴取もございましてけれども、私どものほうからも、学校のそういう学級編制、あるいは児童・生徒の問題点について特別な状況はないのかと、あるいは特別な配慮をする必要がないのかと、こういうような質問もいたしております。そういう状況の中で、特別な学校のほうからの要望としては現在聞いておりませんので、そういう答弁をさせていただきました。

でも、それとは別に、町の教育委員会としても、毎年学級編制、児童・生徒の変更も当然あるわけでございますので、その場合においても、どのような状況になるということは、学校長のヒアリングを通じて把握しております。

そういう段階で、石川県が取り組んでおりますいろいろな指導方法、あるいは工夫・改善といったものをできるだけ多く取り入れて現在対応しているということでございまして、特に大きな問題点は学校のほうからもないと、こういうように理解しております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 住民課長 林谷茂和君。

〔住民課長 林谷茂和君 登壇〕

○住民課長（林谷茂和君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

町の条例の、保護者に祖父母が入っているのかということですが、先ほど小島議員から、法律上、どの法律を見ても保護者には祖父母が入っていないということでしたが、私は今そこまで把握しておりません。それで、先ほど町長の答弁の中にありましたとおり、今後、その辺も踏まえて検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 入っておったということなんですよ。入っていたためにということで、私がさっき言うたように、おじいちゃん、おばあちゃんがいるから、それは利用できませんよと言われたということなんです。入っているかどうかわからないじゃなくて、入っているからそういうふうに言われたということを町民の方が言われているものですから、そこはちゃんと、法律ですからね、言葉の一言一言大事ですので、ぜひ正確にさせていただきたいなと思います。

それと、先ほど町長に質問したときに、緊急雇用創出事業の県への基金の問題で、就業期間は半年しかないと言われましたけれども、実はこれ、介護、福祉、子育て、医療、教育等の分野は更新が1回できるというふうになっているんですが、間違いありませんか。これちょっと緊急なんですけれども、こういう質問をして企画財政課長に聞いていいかどうかわからないんですけれども、予定してないんですけれども、実は入っているんです、私の資料では。質問じゃなくなっちゃいましたけれども、ぜひそこも検討していただいて、1年ぜひやっていただけんかなというふうな思いです。

答弁はいいです。

○議長（金田之治君） 次に、5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

○5番（川崎與一君） 私は農業問題について、その中でも新しく町政を預かることとなります津田町長に対し、農業への取り組み姿勢を問うものであります。

まず、その前に、先般6月13日、ひょう、また、突風、竜巻ではないと思いますけれども、被害に遭われた農家の皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。いつ何どき、どのような災害が来るかもわかりませんが、先般、イチジクの小屋が飛び、イチジクの棚に入っている現状も私も見てまいりました。家族総出で復旧に当たっている

姿、また、住民の方々の応援による復旧の姿、その姿勢を農家としてあすに向かって動く力をまざまざと見させていただきました。

その形の中から、町長は新しく「今 改革のとき 町民とともに」というスローガンの中で、今町長からの提案もなされておりますけれども、課制条例の中で農林水産課を分割し、新しい形の中で農業を復活させるんだという意欲が見られるわけでございますけれども、どのような具体的な形が、もしあるとすれば町長にお伺いをするものであります。

きょうの新聞にも出ておりましたけれども、一時期、減反がなくなるぞと、米つくってもいい時代になるんだというような早々な言葉も流れた経緯もありますけれども、皆様御存じのとおり、減反政策については見直しを先送りすると大きな見出しで出ております。

津田町長におかれましては、いち早く複合経営ということで米、イチジク、花木というような形の中で複合経営を実践されておる農家の一人であります。そういった形の中で、今財政難という言葉は、大変住民にとって重たい言葉でありますけれども、何かしら明るい光がやはり町民は欲しいという形も踏まえて、町長の農業に対する考え方、意気込みを問うものであります。

以上、簡単ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 川崎議員の御質問にお答えいたします。

川崎議員のお尋ねであります農業への取り組み姿勢についてであります。まず、農業は、食料を供給する機能だけではなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など、公益的機能の働きを通じて私たちの暮らしに重要な役割を果たしております。

一方、農業を取り巻く環境は、輸入品との競合や産地間競争の激化、担い手の減少、高齢化、過疎化などの進展など一層厳しさを増しております。

このような状況でありますので、本町にとって、農業は主要な基幹産業であることを念頭に、次の4点を重点的に推進してまいります。

まず、1点目は、次世代に向けた担い手の育成・確保についてであります。

農業・農村の進展には、意欲と能力のある担い手の育成・確保が不可欠であります。このため、経営対策の一環として、認定農業者・農事法人への農地集積や集落営農の組織化を支援するとともに、これら担い手を効率的かつ安定的な企業的経営に発展するよう各種施策を講じてまいりたいと思っております。

さらに、農業経営の規模拡大や低コスト農業の進展を図るため、計画的に基盤整備を進めていくこととしております。

2点目は、本町の特色ある農産物の育成についてであります。

本町には、米を初め、果樹・園芸・花き・花木など多岐にわたる農産物等があり、作物によっては、全国に誇れる品目があります。このことから、農産物の特色をより生かしつつ、新たな地域の特産物の掘り起こしや付加価値のある農産物づくりを支援してまいります。

3点目は、農商工連携による新たな商品づくりについてであります。

本町には、すぐれた伝統工芸や特色ある食材、豊かな自然環境など、多様な資源があり、それらを活用する企業と生産者等との連携を図り、新たな魅力ある商品づくりを支援いたします。

このことは、商工業との連携強化が図られるとともに新たな付加価値を生み出し、本町の農業活性化を図る上で、極めて重要と考えております。

4点目として、今ほど申し上げました3つの事業を推進していくため、農業委員会の機能を強化する必要があると考えており、農業委員会事務局に専任職員を配置し、農地の移動に関する許認可のみならず、農地利用や農業振興についての指導、後継者対策などについても積極的に取り組まなければならないと考えております。

以上、4点について私の思いを述べさせていただきましたが、今後とも農業協同組合など他の農業団体と協力し、地域農業の振興に取り組んでまいりますので、よろしく御支援のほどをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） 日程第24 委員長報告を行います。

第2回臨時会で各委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました報告第4号から報告第12号までの報告9件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

まず、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 第2回臨時会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月8日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、新型インフルエンザの志雄病院における対策などの質疑が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、報告2件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

○産業建設常任委員長（川崎與一君） 委員長報告。

5月7日の第2回臨時会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月9日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

減額補正の中に、業務委託を直接執行することによって減額となったものがあり、委員から、経費節減に努めたのは理解できるが、本来の業務に支障を来していないのか、業者への発注が減り、民間圧迫になっていないのかなどの質疑がありました。

また、公園管理やクマ情報、下水処理場に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、報告2件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

5月7日、第2回臨時会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月8日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

ほとんどが事業完了による減額補正を行ったものでありましたが、その減額理由が節約努力によるものか、当初見込みの過大計上によるものかを確認するため、実績の内容に対する質疑や当初予算計上の予定確認、取りやめとなった事業等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、報告5件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会終了後におきまして、改修予定の宝寿荘と相見保育所改築予定地の現地視察を行いました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

○総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

さきの臨時会において、当委員会に付託され、継続審査となっていました案件について、去る6月9日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、山頂展望施設の撤去や誘致企業の就業状況、そして、さくらチャンネルの集落紹介についてなど多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、報告2件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

報告第4号から報告第12号までの報告9件を一括して採決します。

本案に対する各委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第4号から報告第12号までの報告9件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号から報告第12号までの報告9件は原案のとおり承認することに決定しました。

◎委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第42号から報告第19号までの議案11件、報告7件及び請願第1号から請願第3号は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第42号から報告第19号及び請願第1号から請願第3号は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りします。委員会審査のため、明6月18日から6月24日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月18日から6月24日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は6月25日午後2時30分から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時00分散会

平成21年6月25日（木曜日）

◎出席議員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 萩 山 恭 子 | 8 番 | 守 田 幸 則 |
| 2 番 | 柴 田 捷 | 9 番 | 北 本 俊 一 |
| 3 番 | 津 田 勤 | 10 番 | 中 川 信 夫 |
| 4 番 | 中 谷 浩 之 | 11 番 | 金 田 之 治 |
| 5 番 | 川 崎 與 一 | 12 番 | 小 島 昌 治 |
| 6 番 | 岡 野 茂 | 13 番 | 北 信 幸 |
| 7 番 | 林 一 郎 | 14 番 | 近 岡 義 治 |

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 町 長 | 津 田 達 |
| 教 育 長 | 山 下 茂 |
| 総 務 課 長 | 北 山 茂 夫 |
| 情報推進室長 | 山 本 実 |
| 企画財政課長 | 太 田 永 作 |
| 住 民 課 長 | 林 谷 茂 和 |
| 税 務 課 長 | 山 田 久 延 |
| 環境安全課長 | 高 松 守 成 |
| 健康福祉課長 | 柏 崎 三代治 |
| 農林水産課長 | 鍛 治 一 良 |
| 建 設 課 長 | 土 上 猛 |
| 上下水道課長 | 高 下 良 博 |
| 学校教育課長 | 松 田 正 晴 |
| 生涯学習課長 | 源 大 恵 |

会 計 課 長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- 日程第5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（金田之治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、6月17日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

○産業建設常任委員長（川崎與一君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月18日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会の審議では、農産物糖度センサーの補助金交付先やバイオマスタウン構想における前年度調査との関連、そして町営住宅の管理などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号及び請願第2号については、食の安全を考える趣旨は理解できるものの、国際関係や諸情勢の中から政府が決定したことであること。また、請願第3号については、さらに5月8日、衆議院を通過していることと、改正案には農地の転用規制の強化や農地の有効利用を促進するため、農地の利用集積を図る事業の創設も盛り込まれていることから、慎重に審査した結果、いずれの請願も不採択とすることと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、多くあるであろう集落要望については、緊急性を加味し、優先順位をつけて事業実施されたいとの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の決議を賜りますようお願いを申し上げ

げ、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月19日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、地域見守りマップに関する質疑や、福祉施設において区長との連携が重要であるとの意見や、地元高校の支援については中学校との連携を考えるべきとの意見、そして、子育て支援センターに関する実績、同センターの住民周知、国庫補助など財政支援に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

また、子供に携帯電話を持たせない、不登校といじめの現状、遊具点検の実施状況など多くの質疑がありました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案5件、報告1件は原案のとおり可決、あるいは承認すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

○総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月23日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、育成補助団体の自立を求める意見、類似規模団体の適正職員定数についてや、ふるさと雇用再生特別事業の詳細についてなど、厳しい財政状況での多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案7件は原案の

とおり可決すべきものと決定し、報告4件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会終了後において、ふるさと雇用再生特別事業の対象となっている木材資源化センターの現地視察を行いました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長の報告といたします。

○議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました11議案と7つの報告のうち、2つの議案と2つの報告について反対し、町民から求められた3つの請願に賛成し、討論を行います。

反対する議案は、議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部改正案と議案第46号 宝達志水町課制条例の変更案です。また、承認しない報告は、報告第14号の町税条例の一部改正案、報告第15号の一般職員の給与に関する条例改正案であります。

地方公務員法第22条は、職員を臨時で雇って6カ月過ぎたら正式に採用しなければならないと定めています。ところが、宝達志水町立の保育所の場合、半数以上の保育士の方々が長年臨時として採用され続けています。法律に従えば、この臨時の方々すべてが正式採用されていなければなりません。

この違法状態の放置の理由を総務常任委員会ですたしますと、将来、指定管理者制度に移行するためという理由でありました。将来のことを言っているのではなく、今の違法状態を一刻も早く善処する必要があるのであります。

つまり、現在、臨時採用で6カ月以上町職員として働いておられる方々が、過去の町政の無駄遣いや、自民党・公明党政府による骨太方針によってつくられてきた町の財政事情の犠牲になっている状態を一刻も早く正し、正式採用すること、これが緊急に求められているのであります。将来の話を出してうやむやにしようとしています、大事な保育を財政事情だけで営利団体である民間に任せていいのかどうかという議論もできておりません。

また、民間になると、臨時の保育士の方々が全員正式採用されるという保証はどこにもありません。営利団体ですから、労働条件はもっと厳しくなるのは明らかではありませんか。基本的なこともやっていないで、指定管理者制度を理由にした行政が法律違反をしているという実態を省みない定数削減案に反対するものであります。

また、課制条例の変更案についてであります、特徴は、2名の参事職を課長職の上に新たに置くというものです。町民から求められているのは管理職ではありません。現場の職員の増員が求められております。

報告第14号の町税条例の改正案についてであります、ぬれ手でアワの株でもうけた人が税金を半分にしてもらい期間を延長する理由がありません。

報告第15号の一般職員の給与改正案についてであります、県内下から2番目の低い職員の給与全体を一律引き下げることには反対するものであります。臨時職員の件でも討論しましたが、過去の町政の無駄遣いと自民党・公明党政治による犠牲を職員に押しつける案に反対するものであります。人件費なら町民の立場に立って、削れるところにメスを入れる部分があることを進言し、反対討論とするものであります。

次に、請願の賛成討論を行います。

第1は、ミニマムアクセス米の輸入を中止することを求める町民からの請願についてであります。

昨年9月に発生した、カビの毒で汚染されていた輸入米が市場に出回っていた問題以後、カビ毒で汚染された輸入米が、いつ我々国民の口に入ってもおかしくない状況は変わっておりません。

また、国内の生産過剰が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大強化されています。輸入しながらの減反は、生産者の生産意欲をそぐものであります。よって、ミニマム

アクセス米の輸入を中止することを求める町民の意思を、議会を挙げて政府に要望することを求めるものであります。

第2は、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願についてであります。

農水省は、備蓄米の適正在庫は100万トンとこれまでしてきました。売れた量だけ買い入れるのが備蓄ルールと、みずから農水省が説明してきました。この6月末に100万トンの在庫を維持するためには、最低22万トンの買い入れが必要です。ところが、農水省は、正規の備蓄米の買い入れを行っていません。そればかりか、平成17年度産の超がつく古米を1俵1万2,000円で売却して、米価の暴落を誘導しています。これでは、担い手農家を含めて米の生産の基盤が失われることは明白です。備蓄米ルールに基づき、20万トン規模の備蓄米の買い入れを実施することを政府に要望することを求めようではありませんか。

第3は、農地法の改正に反対する請願についてであります。

今回の農地法の改正の問題は、国内外の企業に農地の利用権を認め、企業の農業参入に大きく道をあけたことでもあります。改正案の最大の問題は、農地は耕作者のものという原則を解体するところにあります。みずから農業に従事する者のみ、農地に関する権利を認めるこれまでの原則は、農家が安心して営農に取り組める基盤になり、農外企業による農地の投機や買い占め、農地の他用途転用に対する防波堤の役割を果たしてきました。

ところが、効率的な利用が図られれば、農外企業でもだれでもいいという考え方へ転換されてしまいました。農地は食料生産の基盤であると同時に、環境や国土の保全、農民の暮らしや就業の場の確保、伝統や文化をはぐくむ地域の共有財産としての役割も求められています。そうした多面的な役割を担う上で、最もふさわしいのが耕作者主義の原則であります。

また、今回の農地法改正には、個人の農地利用権を何の制限もつけずに認めました。これは、個人が産廃処理などを隠して農地利用権を取得し、取得後、利用権設定の農地に産廃などを捨てる危険性を大きくするものであります。

政府は、耕作放棄地対策として今回の農地法改正を言い出したのですが、日本農業に混乱をもたらしたのは、耕作放棄地を広げたのは、農産物価格の引き下げ政策で農業者の営農意欲を奪ってきた自民党・公明党農政にあるのは明らかではありませんか。今必要なことは、米を初めとする農産物価格保障制度を抜本的に拡充させ、日本農業を再生させることだと思います。この改正案は国会を通過しましたが、農業地域である宝達志水町の議会

の意思として政府に提出することを求めるものであります。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第42号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から議案第44号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例について及び議案第46号 宝達志水町課制条例についてを一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第45号及び議案第46号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第45号及び議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第47号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第52号 宝達志水町土地開発公社定款の一部変更についてまでの議案6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告はいずれも可決です。議案第47号から議案第52号までの議案6

件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第52号までの議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第13号 専決処分の報告について、専決第13号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第14号 専決処分の報告について、専決第14号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について及び報告第15号 専決処分の報告について、専決第15号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第14号及び報告第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。よって、報告第14号及び報告第15号は委員長報告のとおり決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第16号 専決処分の報告について、専決第16号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び報告第17号 専決処分の報告について、専決第17号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第16号及び報告第17号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第16号及び報告第17号は委員長報告のとおり決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第18号 平成20年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（金田之治君） 次に、報告第19号 宝達志水町土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（金田之治君） 次に、請願第1号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択と決定しました。

○議長（金田之治君） 次に、請願第2号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択と決定しました。

○議長（金田之治君） 次に、請願第3号 農地法の「改正」に反対する請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択と決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 津 田 勤

署名議員 中 谷 浩 之